

令和5年度末 鉄軌道駅における駅の段差解消への対応状況について(都道府県別)

運輸局	都道府県別	総駅数	平均利用者が 3千人/日以上 の駅数 A	平均利用者が 3千人/日以上 及び重点整備地区 内の生活関連施設 に位置づけられた 平均利用者が 2千人/日以上 3千人/日未満の 駅数 B	公共交通移動等円滑化基準第4条及び18条の2に 適合している設備により段差が解消されている駅※		
					うち平均利用者が 3千人/日以上 及び重点整備地区 内の生活関連施設 に位置づけられた 平均利用者が 2千人/日以上 3千人/日未満の 駅数 C	平均利用者が 3千人/日以上 及び重点整備地区 内の生活関連施設 に位置づけられた 平均利用者が 2千人/日以上 3千人/日未満の 駅に対する割合 (%) (C/B)*100	
北海道運輸局	北海道	435	96	102	118	89	87.3%
東北運輸局	青森県	154	4	4	37	4	100.0%
	岩手県	171	10	10	77	8	80.0%
	宮城県	157	70	71	90	69	97.2%
	秋田県	145	3	3	32	3	100.0%
	山形県	122	3	4	41	4	100.0%
	福島県	189	13	15	66	13	86.7%
	小計	938	103	107	343	101	94.4%
関東運輸局	茨城県	134	36	36	71	33	91.7%
	栃木県	136	27	29	68	29	100.0%
	群馬県	136	20	20	61	15	75.0%
	埼玉県	238	176	176	193	165	93.8%
	千葉県	354	214	218	248	210	96.3%
	東京都	759	710	713	720	696	97.6%
	神奈川県	383	330	330	340	321	97.3%
	山梨県	73	11	12	26	10	83.3%
小計	2,213	1,524	1,534	1,727	1,479	96.4%	
北陸信越運輸局	新潟県	201	25	29	53	22	75.9%
	富山県	195	10	11	87	10	90.9%
	石川県	76	11	11	21	9	81.8%
	長野県	258	22	22	66	18	81.8%
	小計	730	68	73	227	59	80.8%
中部運輸局	福井県	136	5	6	58	6	100.0%
	岐阜県	189	23	24	66	24	100.0%
	静岡県	224	57	62	89	54	87.1%
	愛知県	497	308	309	374	283	91.6%
	三重県	232	30	30	67	28	93.3%
	小計	1,278	423	431	654	395	91.6%
近畿運輸局	滋賀県	125	37	40	69	39	97.5%
	京都府	251	134	136	168	130	95.6%
	大阪府	520	435	437	443	426	97.5%
	兵庫県	381	215	216	262	206	95.4%
	奈良県	130	55	57	71	50	87.7%
	和歌山県	123	16	18	31	15	83.3%
	小計	1,530	892	904	1,044	866	95.8%
中国運輸局	鳥取県	74	4	4	23	4	100.0%
	島根県	94	2	2	22	2	100.0%
	岡山県	165	27	30	69	25	83.3%
	広島県	252	80	82	125	70	85.4%
	山口県	152	13	14	34	12	85.7%
	小計	737	126	132	273	113	85.6%
四国運輸局	徳島県	76	1	1	17	1	100.0%
	香川県	103	11	11	40	9	81.8%
	愛媛県	146	8	8	40	7	87.5%
	高知県	170	2	2	35	1	50.0%
	小計	495	22	22	132	18	81.8%
九州運輸局	福岡県	361	150	153	184	144	94.1%
	佐賀県	82	5	5	27	5	100.0%
	長崎県	140	15	21	43	12	57.1%
	熊本県	162	19	19	63	14	73.7%
	大分県	87	7	8	21	8	100.0%
	宮崎県	76	2	2	17	2	100.0%
	鹿児島県	124	17	19	29	12	63.2%
小計	1,032	215	227	384	197	86.8%	
沖縄総合事務局	沖縄県	19	14	14	19	14	100.0%
全国		9,407	3,483	3,546	4,921	3,331	93.9%
(参考) 令和4年度末の数値		9,390	3,403	3,460	4,767	3,237	93.6%

※ 「公共交通移動等円滑化基準第4条及び第18条の2に適合している設備により段差が解消されている駅」とは基準に適合している設備(開閉とびらに窓があり、かご内に手すり等が設置されているエレベーターなど)により、乗降場ごとに、段差が解消された経路を1以上確保している駅のうち、自社内での乗継経路に関する段差解消や主たる経路とバリアフリールートの経路の長さの差ができる限り小さくされている等の基準に適合している駅をいう。

- 注) 1. 新幹線が乗り入れている在来線の駅であって、在来線の駅を管理する事業者が新幹線の駅も管理する場合、当該在来線の駅に新幹線の駅も含み、全体で1駅として計上している。新幹線の駅と在来線の駅を別々の事業者が管理する場合は、別駅として計上している。
- 注) 2. 2以上の事業者の路線が乗り入れる駅であって、事業者間の乗換改札口が設けられておらず、改札内で相互乗換えができる場合は、全ての事業者の駅を含めて全体で1駅として計上している。この場合、代表して1事業者に当該駅を計上している。